

国立大学法人京都教育大学における教育研究設備・機器の共用方針

令和7年5月27日制定

国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）は、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）及び「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月文部科学省策定）を踏まえ、本学が保有する教育研究設備・機器の学内外への共用化に関する方針を定める。

1. 保有資産の活用

教育・研究力の強化を図るため、本学が所有する教育研究設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、全学的なマネジメントに基づいて教育研究設備・機器を共用する仕組みを戦略的に構築し、保有資産を最大限活用する。

2. 教育研究設備・機器の共用の促進

学内外の教育者や研究者に教育・研究環境を提供するため、汎用性のある教育研究設備・機器については、原則共用化する。ただし、競争的研究費又は民間からの受託研究費、共同研究費を財源として取得したものについては、当該研究プロジェクトの推進に支障のない範囲で共用化する。

3. 教育研究設備・機器の維持

教育研究設備・機器の利用や老朽化の状況を適切に把握するとともに、教育研究設備・機器の利用料を含め多様な財源を活用することで、教育研究設備・機器に必要な経費の確保に努める。